

2025年1月14日

各位

会社名 株式会社パパネッツ
(コード番号 9388 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕昭
問合せ先 常務取締役 宮崎 恵子
TEL 048-960-5088
URL <https://papanets.co.jp>

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年1月14日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割の実施及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 株式分割の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年1月31日（金曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様が有する普通株式を1株につき10株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数（自己株を含む）	172,500株
今回の分割により増加する株式数（自己株を含む）	1,552,500株
株式分割後の発行済株式総数（自己株を含む）	1,725,000株
株式分割後の発行可能株式総数	6,900,000株

(注) 上記発行済株式総数及び増加する株式数は、今後、株式分割の基準日までの間に新株予約権（ストック・オプション）の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日 2025年1月15日（水曜日）
基準日 2025年1月31日（金曜日）
効力発生日 2025年2月1日（土曜日）

3. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項に基づき、2025年2月1日（土曜日）をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、690,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、6,900,000株とする。

(3) 日程

取締役会決議日 2025年1月14日(火曜日)
定款変更の効力発生日 2025年2月1日(土曜日)

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に伴う資本金の額の変更はございません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年2月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	2,000円	200円

以上